

返戻金について

求人者(以下、甲とする)

株式会社 AORTA(以下、乙とする)

(報酬の返還)

1 常勤として採用された求職者が入職日より90日以内に自己都合を理由に退職・契約解除等(以下「退職等」という)した場合は、報酬の50%を甲に対して返還する。この場合、甲は乙に対し、採用された求職者の退職等の日より5営業日以内に退職等の事実を書面により通知し、乙はこれを受け退職等を確認した上で甲へ返還する。

2 甲および乙は、以下の各号の一に該当する場合、前項に定める報酬の返還は適用されないことを確認する。

- (1) 採用された求職者の死亡、病気、負傷および天災事変等の不測の事態を理由とする採用内定等の辞退または退職等。
- (2) 採用された求職者の入職予定日以前の甲の都合による採用内定等の取り消し。
- (3) 甲の責めに帰すべき事由による、採用された求職者の採用内定等の辞退または退職等。
- (4) 実際の労働条件・契約条件が採用条件通知書と異なることを理由とする、採用された求職者の都合による退職等。
- (5) 採用された求職者の都合による退職等の後、甲と当該求職者が再び雇用契約・業務委託契約等を締結した場合。